

参考資料

1. 名張市地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、名張市地域福祉計画の策定に関し、関係団体等の意見を反映させるため、名張市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条

協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 名張市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条

協議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、各種団体、社会福祉事業者及び社会福祉活動団体の代表者並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条

委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

協議会は、市長が招集し、会長が主宰する。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条

協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策室において行う。

(補則)

第8条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 名張市地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	区分	役職名等
石井 洋子	社会福祉事業者	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 会長
石田 節子	社会福祉事業者	社会福祉法人 こもはら福祉会 複合福祉施設 第2はなの里 副施設長
市川 知恵子	社会福祉事業者	社会福祉法人 名張育成会 常務理事
大橋 健	社会福祉活動団体	すずらん台ライフサポートクラブ 会長
櫻井 治男	学識経験者	皇學館大学社会福祉学部 学部長
筒井 琢磨	学識経験者	皇學館大学社会福祉学部 教授
永田 祐	学識経験者	同志社大学社会学部社会福祉学科 専任講師
福山 悦子	社会福祉活動団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
室谷 芳彦	社会福祉活動団体	地域づくり組織 代表 (美旗まちづくり協議会 会長)
八木 美由起	社会福祉活動団体	名張市子育てサークル連絡協議会 会長

3. 第2次名張市地域福祉計画策定の経過

		地域福祉推進協議会	備 考
21 年 度	5月		
	6月	○第1回 地域福祉推進協議会(6/23) ・委員委嘱等 ・名張市の地域福祉の推進と計画改訂について ・名張市地域福祉計画(第1期計画)の内容について ・第2次地域福祉計画に盛り込むべき事項	
	7月	○ニーズ調査 (平成21年7月17日～7月31日)	
	8月	○第2回 地域福祉推進協議会(8/4) ・アンケートの実施について ・第2次地域福祉計画に盛り込む事項	
	9月		
	10月	○第3回 地域福祉推進協議会(10/13) ・第2次地域福祉計画素案について	○主管室長会議(10/29)
	11月		○庁議(11/5) ○教育民生委員会(11/18)
	12月	※地域福祉計画の市民への公開意見聴取(パブリックコメント) 12月7日～1月6日	
1月	○第4回 地域福祉推進協議会(1/26) ・第2次名張市地域福祉計画のパブリックコメント の意見募集結果報告及び計画(案)について	○主管室長会議 (1/14) ○庁議(1/21) ○教育民生委員会 (2/1)	